（別添）

写

8 消安第 4708 号
令和8年 11 月 18 日

各都道府県知事　殿

農林水産省消費・安全局長

「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について」、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく査察実施要領の制定について」及び「飼料添加物の評価基準の制定について」等の一部改正について

今般、次に掲げる通知について、それぞれ別紙１から別紙６までの新旧対照表のとおり改正したので、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

一　「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について」（昭和 63 年７月 29 日付け 63 畜Ａ第 3039 号農林水産省畜産局長、水産庁長官通達）　別紙１

二　「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく査察実施要領の制定について」（平成２年１月 16 日付け元畜Ａ第 3441 号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）　別紙２

三　「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成４年３月 16 日付け４畜Ａ第 201 号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）　別紙３

四　「飼料添加物の指定等に際し提出すべき資料等について」（昭和 55 年２月４日付け 54 畜Ａ第 5002 号、54 水振第 3381 号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）　別紙４

五　「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成 13 年３月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）　別紙５

六　「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」（平成 15 年４月１日付け 14 生畜第 8598 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）　別紙６

なお、ＯＥＣＤのＧＬＰ原則に係る国際的枠組みに基づく相互査察を受けている我が国の政府機関又はこれに代わる機関は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが該当します。

記

1　現行制度の概要

（1）飼料添加物については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第２条第３項において、農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定を行うこととされている。また、飼料添加物の指定等に係る審議に際し、必要となる試験成績のうち、安全性及び残留性に関するものについては、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準について」（昭和 63 年７月 29 日付け 63 畜Ａ第 3039 号農林水産省畜産局長、水産庁長官通達。以下「飼料添加物ＧＬＰ基準通知」という。）に定める「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準」又は同基準が準拠する経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）のＧＬＰ原則（以下これらを「飼料添加物ＧＬＰ」という。）に従って実施された試験により収集されたものでなければならないこととされている。

（2）飼料添加物の指定等を要望する者（以下「指定等要望者」という。）は、審議のための試験成績の提出が求められるが、当該試験成績の飼料添加物ＧＬＰへの適合性については、試験施設に対する調査等に基づき判断することとされている。また、当該試験成績について飼料添加物ＧＬＰへの適合性の確認が必要と認められた場合は、「飼料添加物の動物試験の実施に関する基準に基づく査察実施要領の制定について」（平成２年１月 16 日付け元畜Ａ第 3441 号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知。以下「飼料添加物ＧＬＰ調査通知」という。）に従い確認することとされている。

（3）他方、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき運用されるＧＬＰ（以下「農薬ＧＬＰ」という。）に係る適合確認及び調査等については、「特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令第５条から第 19 条までに定める基準に適合していることの確認及びその調査等について」（平成 30 年 11 月 30 日付け 30 消安第 4215 号農林水産省消費・安全局長通知）（以下「農薬ＧＬＰ調査通知」という。）に従い実施することとされて

いたところ、令和８年 11 月１日付けで、その実態に即して、ＯＥＣＤのＧＬＰ原則に係る国際的枠組みに基づく適合確認であることを明確化するための改正が行われたところである。

2　改正等の趣旨

今般、農薬ＧＬＰ調査通知が改正されたことを踏まえ、同様の体制で実施することとされている飼料添加物ＧＬＰに係る適合確認及び調査等についても、農薬ＧＬＰとの整合を図るため、所要の改正を行う。

3　改正の概要

（１）飼料添加物ＧＬＰに係る適合確認の調査対象

これまで、飼料添加物ＧＬＰに係る適合確認の調査は、指定等要望者から試験成績の提出があり、当該試験成績について飼料添加物ＧＬＰへの適合性の確認が必要と認められた場合に限って行うこととされていた（以下「試験成績の適合確認調査」という。）。

今後は、試験成績の適合確認調査に加え、農薬ＧＬＰと同様に、試験施設からの申請に基づき実施する適合確認のための調査についても実施できるよう、飼料添加物ＧＬＰ調査通知を改正する。

（２）飼料添加物ＧＬＰに係る適合確認の実施体制

飼料添加物ＧＬＰに係る適合確認については、ＯＥＣＤのＧＬＰ原則に係る国際的枠組みに基づく適合確認であることを明確化するよう、飼料添加物ＧＬＰ調査通知を改正する。

（３）飼料添加物ＧＬＰの適用対象となる試験の試験分野

飼料添加物ＧＬＰの適用対象となる試験項目について、対応する試験分野を明確化するため、飼料添加物ＧＬＰ調査通知を改正する。

試験分野	試験項目
毒性	単回投与毒性試験、反復投与毒性試験（短期）、反復投与毒性試験（長期）、世代繁殖試験、発生毒性試験、発がん性試験、その他の試験（局所毒性、吸入毒性等）
遺伝毒性	遺伝毒性試験
残留	対象家畜等を用いた飼養試験、対象家畜等を用いた残留試験

（４）適用対象試験

これまで、飼料添加物ＧＬＰに従って実施することが求められる試験（以下「適用対象試験」という。）については、飼料添加物ＧＬＰ基準通知において定めていたが、これを「飼料添加物の評価基準の制定について」（平成４年３月16日付け４畜Ａ第201号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）において定めるよう、同通知及び飼料添加物ＧＬＰ基準通知を改正する。

（５）その他

① 飼料添加物ＧＬＰ基準通知について、農薬ＧＬＰに合わせた文言等の修正を行う。

② その他関連通知について、所要の改正を行う。

４　施行期日

この通知は、令和10年４月１日から施行する。